

No. 316【2018年7月27日配信】

世界遺産に登録されるまでの流れ (担当: 児玉)

こんにちは。文化財課の児玉です。こんにちは。文化財課の児玉です。7月19日、国の文化審議会が開催され、世界文化遺産の新たな推薦候補に本市の三内丸山遺跡及び小牧野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が選定されました。

世界遺産になるためには、様々な手続きが必要となりますが、今回は登録されるまでの流れを紹介します。

(1) まず、世界遺産に登録するためには、登録したい国が「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」いわゆる世界遺産条約を締結する必要があります。この条約は1972年に採択されていますが、日本はその20年後、1992年に締結しています。

(2) そして、世界遺産に登録したいという遺産を持つ自治体が政府(文化庁、環境省等)に対して提案書などを提出し、世界遺産にふさわしいと認められれば、国内の世界遺産暫定リストが外務省を通じてユネスコに提出されます。なお、縄文遺跡群は2009年1月に暫定リストに記載されました。

(3) 暫定リストに記載された遺産は、日本の世界遺産候補になるわけですが、ここから長い道のりを歩むこととなります。例えば、ユネスコが示す登録基準を満たし、さらに真実性、完全性を満たす必要があります。それらを合理的な内容で説明した推薦書素案を、何度も修正をしながら作成しなければなりません。そして、文化庁や環境省等の諮問機関が、世界遺産登録の条件が最も整っている遺産を推薦候補として選定します。つまり、縄文遺跡群は9年かけて、ようやくこの段階に進んだわけです。

(4) 今回、縄文遺跡群は文化遺産の推薦候補として認められたわけですが、一方で自然遺産の推薦候補である「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」も同じ段階に位置しています。例年であれば1国2件まで推薦書を提出することができたので、問題はなかったのですが、今回からユネスコへの推薦書提出枠が1国1件へと少なくなりました。この影響で政府は、縄文遺跡群の文化遺産か奄美・沖縄の自然遺産のどちらかに絞り、その推薦書を2019年2月までにユネスコへ提出しなければなりません。

(5) 各国政府からの推薦書を受理したユネスコは、文化遺産の場合はICOMOS(国際記念物遺跡会議)に、自然遺産の場合はIUCN(国際自然保護連合)の専門的機関に現地調査の実施を依頼します。ICOMOSあるいはIUCNより派遣された専門家は、推薦書を提出した年の6~7月頃に現地を調査し、その後、遺産の価値、保護や保存状態、管理の計画などを評価して報告書を作成します。そして、その翌年5月頃にICOMOSあるいはIUCNによる評価結果の勧告が通知されます。

(6) その後、推薦書提出の翌年6~7月頃に開催される世界遺産委員会において、ICOMOSあるいはIUCNによる評価結果に基づいて登録審査が行われ、登録の可否が決定されます。

したがって、縄文遺跡群が世界遺産登録となるのは最短で、2020年の東京オリンピックの開催と同じ頃となります。いずれにしても、世界遺産登録への道筋が見えてきましたので、引き続き「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指し、皆さまのご支援・ご協力をお願いいたします。